

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

大船渡市では、平成19年3月に主要施策や中期財政収支計画、経営基盤強化への取り組み方針などを定めた「大船渡市水道事業中期経営計画（平成19年度～平成23年度）」（以下「旧経営計画」という。）を策定し、計画の達成に向けた事業運営に努めてきました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの尊い命を奪い、市民生活や産業活動に大きな傷跡を残しました。

当市の水道も、地震直後に発生した停電や津波の浸水により、取水・送配水施設が運転不能となったほか、送配水管や給水管が広範にわたって破損し、市内全域で断水が生じたため、応急給水活動と施設の応急復旧を最優先とし、従来から実施してきた未給水地域解消等の施設整備事業や老朽施設設備の改良更新事業は一時的に中断又は縮小を余儀なくされました。

現在、基幹施設の本復旧が完了し、需要に応じた水道水の供給が可能となっているものの、被災地域は復興計画に基づく再建途上であり、今なお、完全な復旧・復興には至っていません。

今後は、震災の経験を生かして、災害時にもライフラインとして必要な水を確保できるよう、水道施設の耐震化などの危機管理の対策を進めていくことはもとより、被災地域を中心とする水道施設の復旧・復興事業、さらには、従来からの未給水地域の解消等の給水サービス拡充の取り組みを計画的かつ確実に進めていかなければなりません。

こうしたことから、今後、取り組むべき具体的な施策や経営の見通しなどを明らかにし、着実に計画を実行していくため、新たな水道事業中期経営計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、今後の当市水道事業の中長期的な事業運営の基本指針と位置付けるものです。

(3) 計画期間

平成26年度から平成32年度までの7年間とします。

計画期間の終期については、当市の最上位計画である大船渡市総合計画及び大船渡市復興計画と同期に設定し、それぞれの計画に掲げる水道事業に係る方針や施策と整合を図るものです。